

講演

南アフリカ共和国の憲法と刑事法

ダニエル・W・モルケル

【はじめに】

南アフリカ共和国オレンジ・フリー・ステート大学法学部長ダニエル・W・モルケル教授（Professor Dr. Daniel W. Morkel, Dean, Faculty of Law, The University of Orange Free State, Republic of South Africa）が、早稲田大学訪問学者として1997年7月から8月にかけて大学院法学研究科に滞在され、その間に、早稲田大学法学部および同大学大学院法学研究科において同教授の講演会が催された。

まず、法学部生を対象に、「南アフリカ共和国の憲法と司法制度（The Constitution and judicial system in the Republic of South Africa）」（7月14日）の講演がなされ、ついで大学院生を対象に、「南アフリカ共和国の刑事法（Criminal Law in South Africa）」（7月11日）および「憲法から見た南アフリカにおける出版規制と刑法（Publications control and criminal law in South Africa in the light of the Constitution）」（7月16日）の各講演がなされた。通訳は、それぞれ田口守一（早稲田大学法学部教授）、洲見光男（朝日大学法学部教授）および武藤真朗（東洋大学法学部専任講師）が担当した。

モルケル教授（1942年生まれ）は、1969年に最高裁判所弁護士、1976年にオレンジ・フリー・ステート大学教授、1981年に同大学法学部長そして1991年には出版物規制不服審査委員会（the Publications Appeal Board）委員長に就任されている（以上、いずれも現職）。専門は、憲法および刑事法であり、ドイツ、イギリス、アメリカなどで何度も調査研究を進めてこられた国際派学者である。教授は、刑事法においては「認識ある過失と未必の故意」や「証拠法」の専門家であり、多数の著書・論文がある。

南アフリカ共和国憲法は、1996年5月8日に成立し、1997年2月4日に施行となった。新憲法は、多くの基本的権利を確認し、羅列したが、そこに至るまでの南アフリカの長い苦しい歴史に思いを馳せるべきであろう。本講演は、主として法学部の1、2年生を対象とした憲法概説であるが、新憲法の詳しい内容はまだ十分に紹介されていないようであるので（成立直後に憲法の概要を紹介したものとして、中原精一「南アフリカの新憲法成立」法学セミナー501号14頁以下がある）、あえて印刷に付する次第である（講演では、時間の関係から原稿の約半分を省略せざるをえなかったが、ここでは全文を訳出した）。次の、刑事法に関する講演については、当初は、モルケル教授の専門にかかわるテーマを予定していたが、南アフリカの刑事法に関する法律情報も極めて少ないことを考慮して、南アフリカ刑事法入門といった内容の講演にいただいた。ローマ法系オランダ法（Roman-Dutch-Law）という法制度は、大陸法の系統に属すると思われるが法典化はなく、またイギリス法の影響もあるとのことで、興味深いものであった。なお、教授によれば、スコットランドやスリランカの刑事法が、南アフリカの刑事法に似ているとのことであった。最後の出版物の規制と表現の自由に関する講演は、モルケル教授が現在もっとも関心を寄せている問題に関するものであった。先に紹介したように、教授は、現在、出版物規制不服審査委員会の委員長を努めておられるが、これまでにおよそ250の決定を書いてきた、とのことであった。具体的にはポルノや人種差別表現の規制とその限界に関するもののようである。いずれにせよ、南アフリカ共和国への日本の経済進出にもかかわらず、その法制度に関する情報もまた関心も極めて乏しいのが今日の日本の現状である。その情報不足を少しでも補うことができれば幸いである。

ちなみに、オレンジ・フリー・ステート大学は、オレンジ自由州唯一の総合大学であり（1910年設立）、9学部・学生数9000人の大学である。法学部は、学生数900人、教員は助手等を含めて54人である。大学財政としては、国家補助は40%であり、非白人学生の急増から（1996年には49%に達した）、授業料収入が減少し、苦勞している、とのことであった。とくに私立大学である早稲田大学の財政には多大の関心を示され、この点の調査も実は今回の訪問の大きな目的の1つであった。

最後に、講演の通訳と原稿の翻訳にご協力下さった洲見光男教授と武藤眞朗講師に厚く御礼申し上げる。

〔田口守一〕